資料2

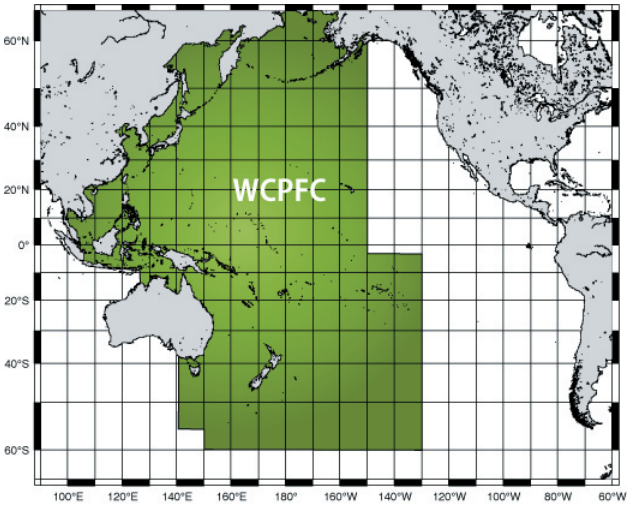
令和9管理年度の
漁獲可能量（TAC）の配分（案）について

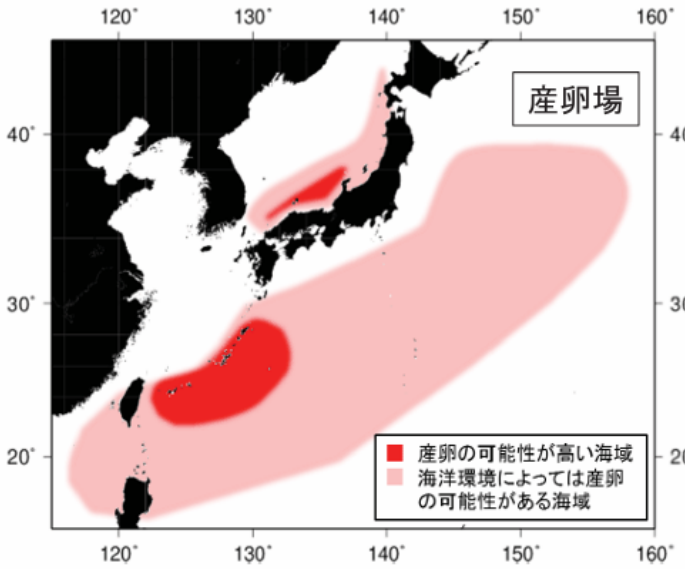
太平洋クロマグロを巡る国際交渉について

太平洋クロマグロについて

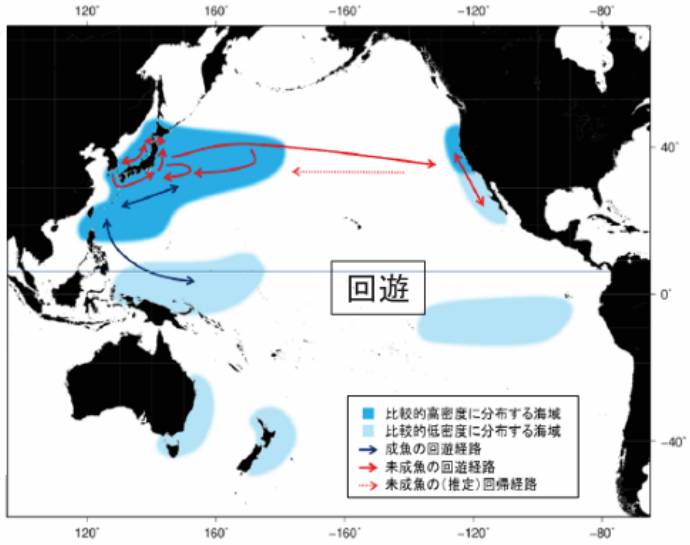
- 太平洋クロマグロは太平洋の東西を広く回遊
- その管理については、太平洋の
  - 西側は**中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）**
  - 東側は**全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）**

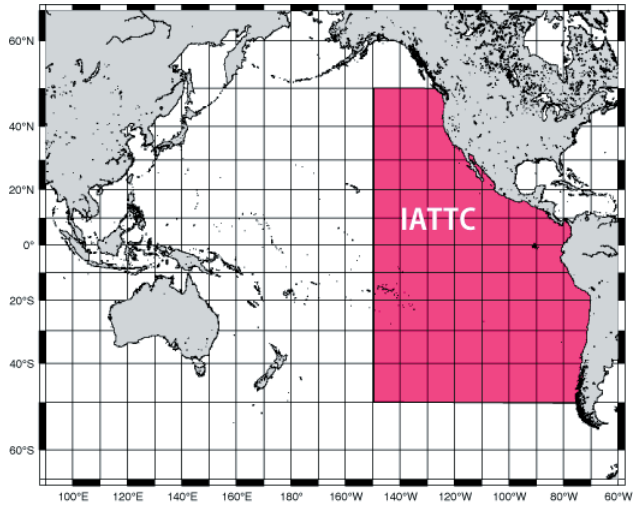
  という２つの地域漁業管理機関（RFMO）が管轄





産卵期：日本南方～台湾東沖　4～7月
日本海　7～8月





クロマグロ保存管理措置の合意プロセス

IATTC-WCPFC 合同作業部会（7/8～7/11、再開会合(※)8/18）

- 日本、韓国、台湾、米国、メキシコ等の約10か国・地域が参加
- 太平洋の東西で整合するよう保存管理措置の骨子を議論、コンセンサス合意

※当初メキシコの反対により合意できなかったが、働きかけの結果、8/18に再開会合を開催し合意

WCPFC北小委員会（11/11）

- 日本、韓国、台湾、米国等、条約区域の北部に関係する10か国・地域が参加
- 合同作業部会で合意した骨子に基づき、保存管理措置を議論、コンセンサス合意

IATTC年次会合（8/31～9/4）

- 米国、メキシコ、南米諸国、日本、韓国、台湾、EU等の21か国・地域が参加
- 合同作業部会で合意した骨子に基づき、保存管理措置を議論、コンセンサス合意

WCPFC年次会合（11/30～12/5）

- 日本、韓国、台湾、米国、太平洋島しょ国、EU等の26か国・地域が参加
- 北小委員会での合意事項を正式決定、コンセンサス合意

今後、日韓台の漁獲枠の配分等について WCPFC北小委員会での議論を経て、WCPFC年次会合で採択される必要。

本年合同作業部会の結果（漁獲上限）

- 長期的に資源管理の安定性を確保できるよう、資源状態に応じて漁獲枠の水準を自動的に計算する「新たな管理方式」について合意。
- 同方式に基づき計算される漁獲上限は、以下のとおり。

2027-2028年の２年間における漁獲上限

WCPFC（西太平洋）

- 大型魚：29,672トン　**１年当たり14,836トン**
（現行：11,869トンから2,967トン（**25%）増**）
- 小型魚：9,646トン　**１年当たり4,823トン**
（現行：5,125トンから302トン（**６%）減**）

IATTC（東太平洋）

- 15,480トン　**１年当たり7,740トン**
（現行：7,581トンから159トン（**２%）増**）

本年合同作業部会の結果（換算係数）

- 小型魚枠から大型魚枠への振替に当たっての現行の換算係数（×1.47）に加え、科学機関（ISC）から近年の漁獲実態に基づく新たな換算係数（×6.37）が提示。
- 2027-2028年において、日本と韓国は各々の小型魚枠の20%、35%まで、新たな換算係数（×6.37）を使用できることに合意。

※換算係数を利用した振替（イメージ）

（現行の換算係数）

小型魚枠　500トン　×　**1.47**（現在の換算係数）⇒　大型魚枠　740トン

（新たな換算係数）

小型魚枠　115トン　×　**6.37**（新たな換算係数）⇒　大型魚枠　740トン

同量の大型魚枠を得るために必要となる小型魚枠の振替量が減り、この減少分を、小型魚枠の減少による影響緩和に利用可能。

【参考】主要国・地域の年間漁獲上限及び漁業の概要

WCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）

【日本】
- 大型魚8,421トン、小型魚4,407トン
- 様々な漁業種類により漁獲

【韓国】
- 大型魚501トン、小型魚718トン
- まき網、定置により漁獲

【台湾】
- 大型魚：2,947トン
- 主に延縄により漁獲

※ 米国はWCPFCにも加盟

IATTC（全米熱帯まぐろ類委員会）

【米国】
- 911トン（大型魚/小型魚の区別なし）
- スポーツフィッシングが漁獲の大宗を占める

【メキシコ】
- 5,381トン（大型魚/小型魚の区別なし）
- まき網により漁獲し、ほぼ全量畜養向け

※ 日本、韓国、台湾はIATTCにも加盟

令和9管理年度のTACの配分（案）について

基本方針

- くろまぐろの国内配分は、水産政策審議会資源管理分科会の下に設置された「くろまぐろ部会」において取りまとめた「くろまぐろ漁獲可能量の配分の考え方について」（以下「配分の考え方」という。）に即して実施されており、我が国の増枠時に必要な見直しを行うこととしている。

- 増枠を巡る国際交渉の状況については、

  ア　WCPFC北小委員会・IATTC合同作業部会において、資源状態に応じて自動的に計算される漁獲枠の水準等をあらかじめ設定する「新たな管理方式」による太平洋の東西間での漁獲枠の設定方法には合意したものの、

  イ 中西部太平洋側における国・地域別の漁獲枠の配分等について全く予断できない状況となっている。

  このため、配分の考え方の見直し及び国内配分については、WCPFC年次会合で我が国の漁獲枠を含む資源管理措置が採択されてから議論を開始し、都道府県の管理が始まる令和９年４月に間に合うよう行うこととする。

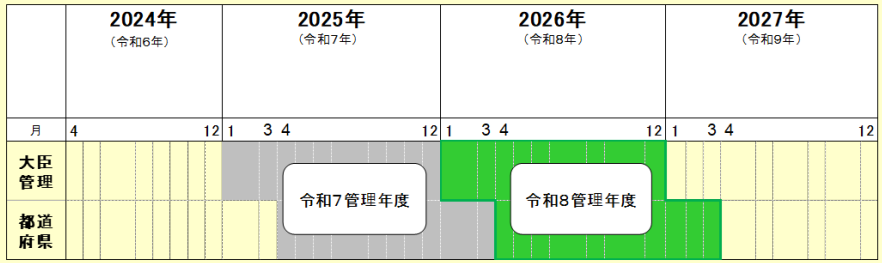
- 一方、大臣管理区分の管理は１月から始まることから、

  ア　現行（令和８年度）の漁獲可能量と配分の考え方に基づき算定した数量を、令和９年１月までに、大臣管理区分及び都道府県に配分しておき（ただし、漁獲枠の減少が想定される小型魚は現行の漁獲可能量の６か月分の配分とする）、

  イ WCPFC年次会合の合意内容を踏まえ、前回と同様の国内プロセスを経て見直した配分の考え方に則して算出した数量と①の配分数量との差分を、令和９年４月までに追加配分する

  こととする。

【参考　くろまぐろ（小型魚・大型魚）の管理年度】



大臣管理区分：１月～12月
知事管理区分：４月～翌３月

大臣管理区分及び都道府県（全体）への配分

- 今回の配分は、小型魚については、令和8管理年度の漁獲可能量[注1]と現行の配分の考え方から算定した数量の半分を配分し、残りは「WCPFCでの合意に基づく漁獲可能量の変更に対応するため」として国が保持する。

  注1：かじき等流し網漁業等において令和8管理年度開始日に大型魚に振り替えられた33.1トンを含む。

- 大型魚については、令和8管理年度の漁獲可能量[注2]と現行の配分の考え方から算定した数量を配分する。

  注2：かじき等流し網漁業等において令和8管理年度開始日に小型魚から振り替えられた48.6トン（33.1トン×1.47）は含まない。

- 小型魚50トン程度、大型魚150トン程度を留保として国が保持する。

くろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について	対応
6.（1） ① 小型魚 基礎比率を用いて配分することを基本とする。ただし、基礎比率を用いて算出された数量が、令和6管理年度の過去の超過分の差引きや、同一の大臣管理区分又は都道府県の小型魚から大型魚への漁獲枠の振替等の処理を行う前の大臣管理漁獲可能量又は都道府県に配分する数量に相当する数量（以下「基礎配分」という。）を下回る大臣管理区分及び都道府県にあっては、基礎比率を用いて算出された数量に代えて令和6管理年度の基礎配分とすることを基本とした上で、必要な調整を行う。	(1) 4,407トンを基礎比率を用いて基礎配分を算出。 (2) 算出された数量が基礎配分を下回る大中型まき網漁業に対して、令和6管理年度の基礎配分（1,200トン）まで国の留保から上乗せ（61.2トン）。 (3) 上記(1)及び(2)で算出した数量の半分（かじき等流し網漁業等は14.2トン）を配分する（残りは国が保持）。
6.（1） ② 大型魚 ア 漁獲可能量のうち令和6年のWCPFCにおける我が国の漁獲上限相当分の数量（5,614トン）は、基礎比率を用いて配分することを基本とする。 イ 残りの漁獲可能量（WCPFC北小委員会において合意が得られた増枠相当分の数量（2,807トン））は、基礎比率によらず、都道府県に配慮して配分する。また、大臣管理区分間での配分については、令和6管理年度の基礎配分からの増加量及び増加率並びに漁獲割当てによる管理の状況を考慮し、必要な調整を行う。	(1) 5,614トンのうち国の留保（100トン）を除いた数量を基礎比率を用いて配分。※ 小数第二位以下は切捨て、端数0.2トンは留保へ (2) 2,807トンから国の留保（50トン）を除いた数量のうち、1,378.5トンを大臣管理漁業（大中型まき網漁業、かじき等流し網漁業等、かつお・まぐろ漁業）、1,378.5トンを都道府県に配分したのち、大臣管理漁業内で、かじき等流し網漁業等及びかつお・まぐろ漁業の配分が令和6管理年度からの増加率が50%（WCPFCの大型魚の増加率と同じ）となるよう、大中型まき網漁業から調整。
6.（3） 漁獲可能量の超過リスクに対応するために留保として国が保持する数量は、小型魚、大型魚ともに50トン程度とするものとする。 加えて、大型魚については、調査研究、遊漁、その他への対応として100トン程度を留保として国が保持するものとする。	小型魚の留保 49トン 大型魚の留保 150.2トン（うち遊漁への対応として60トン）

令和9管理年度の当初配分の案（大臣管理区分）

- 小型魚については、令和8管理年度の基礎配分の半分とする（かじき等流し網漁業等は14.2トン）。残りは国が保持する。
- 大型魚については、令和8管理年度の基礎配分とする。加えて、かつお・まぐろ漁業（IQ管理区分）については、未利用分の繰越ルールに基づき、令和7管理年度からの繰越量（46.6トン）を令和9管理年度の当初の国の留保から追加する。

小型魚

（単位：トン）

	令和８管理年度当初配分	令和９管理年度当初配分（案）
大臣管理区分	1,292.0	636.5
大中型まき網漁業	1,200.0	600.0
かじき等流し網漁業等	（注１）47.3	14.2
かつお・まぐろ漁業	44.7	22.3

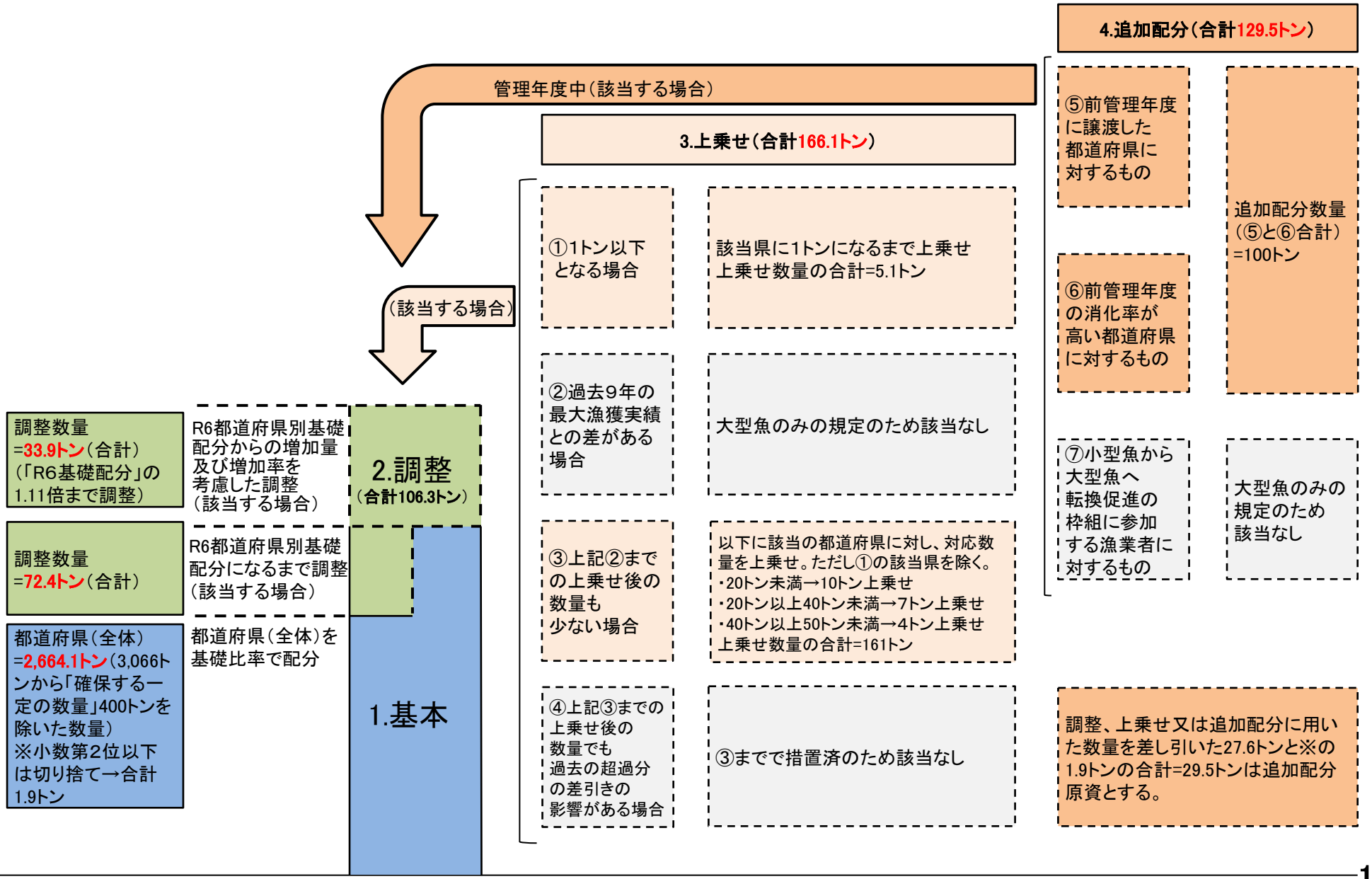
大型魚

（単位：トン）

	令和８管理年度当初配分	令和９管理年度当初配分（案）
大臣管理区分	5,317.0	5,326.7
大中型まき網漁業	4,116.3	4,116.3
（うちIQ管理区分）	(2,035.0)	(2,035.0)
（うち総量管理区分）	(2,081.3)	(2,081.3)
かじき等流し網漁業等	（注２）32.4	32.4
かつお・まぐろ漁業	1,168.3	1,178.0
（うちIQ管理区分）	（注３）(1,153.3)	（注４）(1,163.0)
（うち総量管理区分）	(15.0)	(15.0)

（注1）令和8管理年度開始日に大型魚に振り替えられた33.1トンを含む
（注2）令和8管理年度開始日に小型魚から振り替えられた48.6トン（33.1トン×1.47）は含まない。
（注3）令和8管理年度の基礎配分に令和6管理年度からの繰越量（36.9トン）を追加した数量。
（注4）令和9管理年度の基礎配分に令和7管理年度からの繰越量（46.6トン）を追加した数量。

令和7管理年度以降の各都道府県への配分（小型魚）

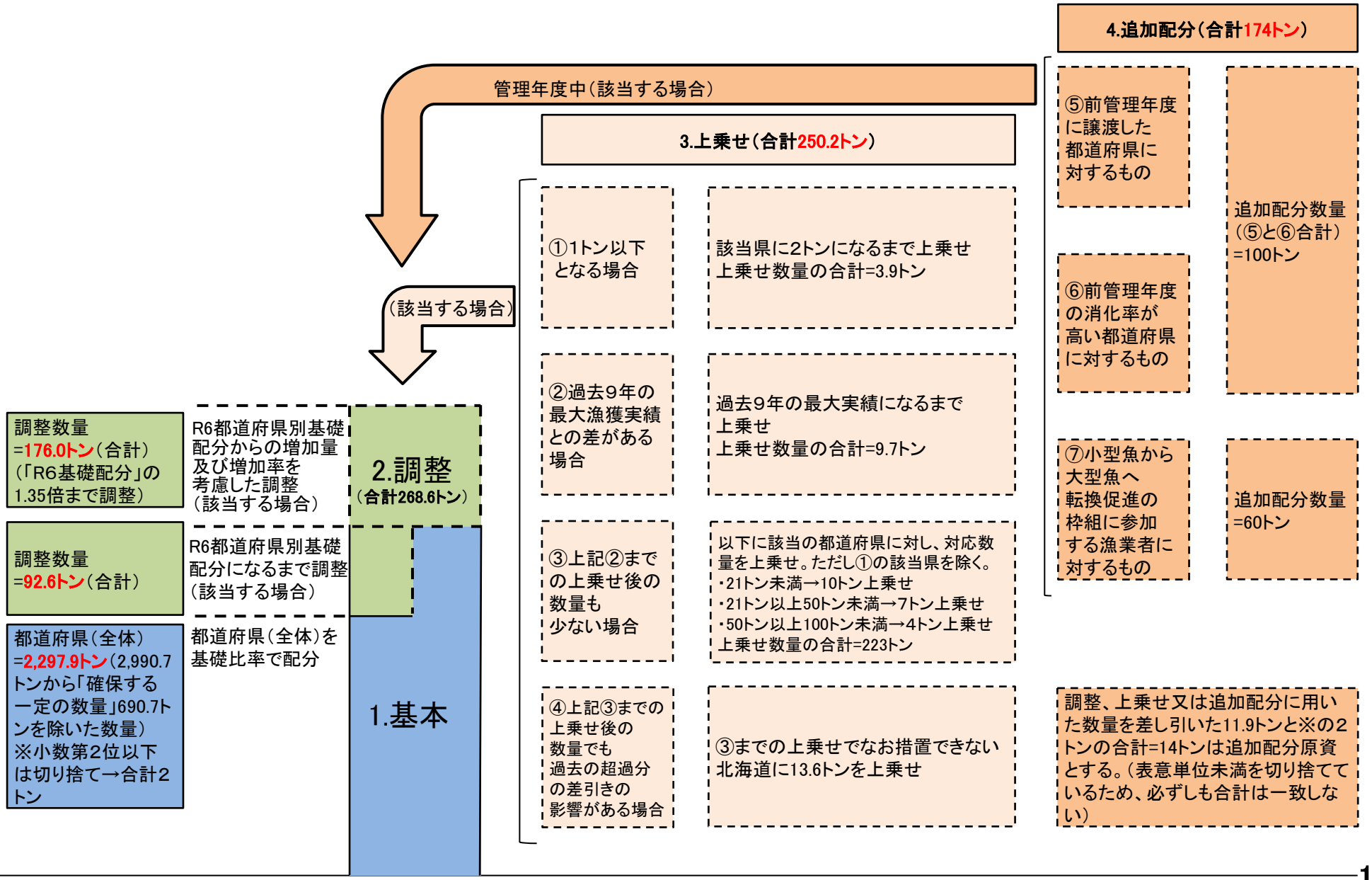


令和9管理年度の都道府県別基礎配分（当初）の案（小型魚）

都道府県名	R6 基礎配分	(3,066-400) × 基礎比率 A	R6基礎配分 とAの差 （ア）	R6基礎配分 まで調整 【アが+の場合】 B	R6基礎配分 ×1.11	R6基礎配分 ×1.11とBの 差 （イ）	R6基礎配分 ×1.11まで 調整【イが ＋の場合】	上乗せ①	上乗せ③(注)	合計	R9 基礎配分 （当初） 案
北海道	128.0	79.3	48.7	128.0	142.0	14.0	142.0			**142.0**	**71.0**
青森県	286.6	340.5	-53.9	340.5	318.1	-22.4	340.5			**340.5**	**170.2**
岩手県	78.8	90.5	-11.7	90.5	87.4	-3.1	90.5			**90.5**	**45.2**
宮城県	61.5	67.6	-6.1	67.6	68.2	0.6	68.2			**68.2**	**34.1**
秋田県	26.8	33.2	-6.4	33.2	29.7	-3.5	33.2		7	**40.2**	**20.1**
山形県	12.7	21.3	-8.6	21.3	14.0	-7.3	21.3		7	**28.3**	**14.1**
福島県	11.7	11.2	0.5	11.7	12.9	1.2	12.9		10	**22.9**	**11.4**
茨城県	23.9	13.0	10.9	23.9	26.5	2.6	26.5		7	**33.5**	**16.7**
千葉県	60.0	81.5	-21.5	81.5	66.6	-14.9	81.5			**81.5**	**40.7**
東京都	13.6	8.7	4.9	13.6	15.0	1.4	15.0		10	**25.0**	**12.5**
神奈川県	39.4	41.5	-2.1	41.5	43.7	2.2	43.7		4	**47.7**	**23.8**
新潟県	64.4	104.3	-39.9	104.3	71.4	-32.9	104.3			**104.3**	**52.1**
富山県	98.5	110.8	-12.3	110.8	109.3	-1.5	110.8			**110.8**	**55.4**
石川県	75.8	101.7	-25.9	101.7	84.1	-17.6	101.7			**101.7**	**50.8**
福井県	27.2	39.5	-12.3	39.5	30.1	-9.4	39.5		7	**46.5**	**23.2**
静岡県	29.8	34.7	-4.9	34.7	33.0	-1.7	34.7		7	**41.7**	**20.8**
愛知県	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.9		**1.0**	**0.5**
三重県	38.4	48.1	-9.7	48.1	42.6	-5.5	48.1		4	**52.1**	**26.0**
京都府	25.8	53.0	-27.2	53.0	28.6	-24.4	53.0			**53.0**	**26.5**
大阪府	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.9		**1.0**	**0.5**
兵庫県	5.5	12.5	-7.0	12.5	6.1	-6.4	12.5		10	**22.5**	**11.2**
和歌山県	28.5	35.5	-7.0	35.5	31.6	-3.9	35.5		7	**42.5**	**21.2**
鳥取県	4.9	9.0	-4.1	9.0	5.4	-3.6	9.0		10	**19.0**	**9.5**
島根県	83.8	107.1	-23.3	107.1	93.0	-14.1	107.1			**107.1**	**53.5**
岡山県	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.9		**1.0**	**0.5**
広島県	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.9		**1.0**	**0.5**
山口県	97.2	138.6	-41.4	138.6	107.8	-30.8	138.6			**138.6**	**69.3**
徳島県	11.6	23.5	-11.9	23.5	12.8	-10.7	23.5		7	**30.5**	**15.2**
香川県	0.1	0.4	-0.3	0.4	0.1	0.0	0.4	0.6		**1.0**	**0.5**
愛媛県	11.0	9.6	1.4	11.0	12.2	1.2	12.2		10	**22.2**	**11.1**
高知県	74.6	74.1	0.5	74.6	82.8	8.2	82.8			**82.8**	**41.4**
福岡県	10.7	16.9	-6.2	16.9	11.8	-5.1	16.9		10	**26.9**	**13.4**
佐賀県	4.2	9.1	-4.9	9.1	4.6	-4.5	9.1		10	**19.1**	**9.5**
長崎県	717	879.9	-162.9	879.9	795.8	-84.1	879.9			**879.9**	**439.9**
熊本県	7.2	15.2	-8.0	15.2	7.9	-7.3	15.2		10	**25.2**	**12.6**
大分県	3.7	2.7	1.0	3.7	4.1	0.4	4.1		10	**14.1**	**7.0**
宮崎県	19.3	15.2	4.1	19.3	21.4	2.1	21.4		7	**28.4**	**14.2**
鹿児島県	14.2	34.3	-20.1	34.3	15.7	-18.6	34.3		7	**41.3**	**20.6**
沖縄県	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.9		**1.0**	**0.5**
合計	2,196.9	2,664.1		2,736.5			2,770.4			**2,936.5**	**1,467.2**

注：R6基礎配分の1.11倍の数量が20トン未満の県に10トン、同20トン以上40トン未満県に7トン、同40トン以上50トン未満県に4トンをそれぞれ配分。

令和7管理年度以降の各都道府県への配分（大型魚）



令和9管理年度の都道府県別基礎配分（当初）の案（大型魚）

都道府県名	R６ 基礎配分	(2990.7-690.7) ×基礎比率 A	R６基礎配分とAの差（ア）	R６基礎配分まで調整【アが+の場合】 B	R６基礎配分 ×1.35	R６基礎配分×1.35とBの差（イ）	R６×1.35まで調整【イが+の場合】 C	上乗せ①	最大実績と（C+上乗せ①）の差	②までの上乗せ後の数量	上乗せ③(注)	③までの上乗せ後の数量	上乗せ④	R9 基礎配分 （当初） 案
北海道	320.7	401.8	-81.1	401.8	432.9	31.1	432.9		-104.1	432.9		432.9	13.6	**446.5**
青森県	508.0	667.7	-159.7	667.7	685.8	18.1	685.8		-133.7	685.8		685.8		**685.8**
岩手県	55.1	85.1	-30.0	85.1	74.3	-10.8	85.1		-11.8	85.1	4	89.1		**89.1**
宮城県	22.6	32.1	-9.5	32.1	30.5	-1.6	32.1		-3.1	32.1	7	39.1		**39.1**
秋田県	31.4	31.9	-0.5	31.9	42.3	10.4	42.3		-11.3	42.3	7	49.3		**49.3**
山形県	10.4	17.8	-7.4	17.8	14.0	-3.8	17.8		-3.4	17.8	10	27.8		**27.8**
福島県	1	0.8	0.2	1.0	1.35	0.35	1.35	0.65	0.0	2.0		2.0		**2.0**
茨城県	6.2	7.6	-1.4	7.6	8.3	0.7	8.3		-1.9	8.3	10	18.3		**18.3**
千葉県	29.1	74.6	-45.5	74.6	39.2	-35.4	74.6		-4.1	74.6	4	78.6		**78.6**
東京都	18.4	57.2	-38.8	57.2	24.8	-32.4	57.2		-2.0	57.2	4	61.2		**61.2**
神奈川県	6.6	18.3	-11.7	18.3	8.9	-9.4	18.3		0.3	18.6	10	28.6		**28.6**
新潟県	97.5	56.6	40.9	97.5	131.6	34.1	131.6		-35.8	131.6		131.6		**131.6**
富山県	15.2	9.6	5.6	15.2	20.5	5.3	20.5		-7.7	20.5	10	30.5		**30.5**
石川県	41.9	24.2	17.7	41.9	56.5	14.6	56.5		-14.3	56.5	4	60.5		**60.5**
福井県	19.2	15.0	4.2	19.2	25.9	6.7	25.9		-11.7	25.9	7	32.9		**32.9**
静岡県	14.6	38.5	-23.9	38.5	19.7	-18.8	38.5		2.6	41.1	7	48.1		**48.1**
愛知県	1	0.0	1.0	1.0	1.35	0.35	1.35	0.65	-2.0	2.0		2.0		**2.0**
三重県	28.8	27.5	1.3	28.8	38.8	10.0	38.8		-8.2	38.8	7	45.8		**45.8**
京都府	24.1	39.2	-15.1	39.2	32.5	-6.7	39.2		0.0	39.2	7	46.2		**46.2**
大阪府	1	0.0	1.0	1.0	1.35	0.35	1.35	0.65	-2.0	2.0		2.0		**2.0**
兵庫県	9.3	12.4	-3.1	12.4	12.5	0.1	12.5		-2.0	12.5	10	22.5		**22.5**
和歌山県	17.5	47.3	-29.8	47.3	23.6	-23.7	47.3		-1.1	47.3	7	54.3		**54.3**
鳥取県	6.1	2.5	3.6	6.1	8.2	2.1	8.2		-3.4	8.2	10	18.2		**18.2**
島根県	25.6	34.5	-8.9	34.5	34.5	0.0	34.5		-8.0	34.5	7	41.5		**41.5**
岡山県	1	0.0	1.0	1.0	1.35	0.35	1.35	0.65	-2.0	2.0		2.0		**2.0**
広島県	1	0.0	1.0	1.0	1.35	0.35	1.35	0.65	-2.0	2.0		2.0		**2.0**
山口県	26	45.3	-19.3	45.3	35.1	-10.2	45.3		4.0	49.3	7	56.3		**56.3**
徳島県	8.6	6.3	2.3	8.6	11.6	3.0	11.6		-2.3	11.6	10	21.6		**21.6**
香川県	1	0.0	1.0	1.0	1.35	0.35	1.35	0.65	-1.9	2.0		2.0		**2.0**
愛媛県	6	0.2	5.8	6.0	8.1	2.1	8.1		-7.6	8.1	10	18.1		**18.1**
高知県	16.8	30.0	-13.2	30.0	22.6	-7.4	30.0		-5.3	30.0	7	37.0		**37.0**
福岡県	7.9	6.2	1.7	7.9	10.6	2.7	10.6		-2.4	10.6	10	20.6		**20.6**
佐賀県	6.5	6.1	0.4	6.5	8.7	2.2	8.7		2.0	10.7	10	20.7		**20.7**
長崎県	173.9	208.3	-34.4	208.3	234.7	26.4	234.7		-55.1	234.7		234.7		**234.7**
熊本県	6.2	3.1	3.1	6.2	8.3	2.1	8.3		-5.0	8.3	10	18.3		**18.3**
大分県	6.4	5.6	0.8	6.4	8.6	2.2	8.6		-1.8	8.6	10	18.6		**18.6**
宮崎県	16.9	27.3	-10.4	27.3	22.8	-4.5	27.3		0.8	28.1	7	35.1		**35.1**
鹿児島県	8.9	20.8	-11.9	20.8	12.0	-8.8	20.8		-2.3	20.8	10	30.8		**30.8**
沖縄県	147.5	236.5	-89.0	236.5	199.1	-37.4	236.5		-16.1	236.5		236.5		**236.5**
合計	1,745.9	2,297.9		2,390.5			2,566.5			2,580.1		2,803.1		**2,816.7**

注：②までの上乗せ後の数量が21トン未満県に10トン、21トン以上50トン未満県に7トン、50トン以上100トン未満県に4トンそれぞれ配分。

令和9管理年度の都道府県別当初配分の案（小型魚）

- 令和8管理年度の基礎配分の半分を令和9管理年度の基礎配分（当初）とする。
- 令和9管理年度の基礎配分（当初）から過去の超過数量（都道府県合計8.8トン）を差し引いた数量を、令和9管理年度の当初配分の数量とする。残りは国が保持する。

（単位：トン）

都道府県	令和８	令和９
北海道	142.0	71.0
青森県	340.5	170.2
岩手県	90.5	45.2
宮城県	68.2	34.1
秋田県	40.2	20.1
山形県	28.3	14.1
福島県	22.9	11.4
茨城県	33.5	16.7
千葉県	81.5	40.7
東京都	25.0	12.5
神奈川県	47.7	23.8
新潟県	104.3	52.1
富山県	110.8	55.4

都道府県	令和８	令和９
石川県	101.7	50.8
福井県	46.5	23.2
静岡県	41.7	20.8
愛知県	1.0	0.5
三重県※	47.4	21.3
京都府※	48.9	22.4
大阪府	1.0	0.5
兵庫県	22.5	11.2
和歌山県	42.5	21.2
鳥取県	19.0	9.5
島根県	107.1	53.5
岡山県	1.0	0.5
広島県	1.0	0.5

都道府県	令和８	令和９
山口県	138.6	69.3
徳島県	30.5	15.2
香川県	1.0	0.5
愛媛県	22.2	11.1
高知県	82.8	41.4
福岡県	26.9	13.4
佐賀県	19.1	9.5
長崎県	879.9	439.9
熊本県	25.2	12.6
大分県	14.1	7.0
宮崎県	28.4	14.2
鹿児島県	41.3	20.6
沖縄県	1.0	0.5
合計	2,927.7	1,458.4

※　三重県：4.7トン、京都府：4.1トンを差引

令和9管理年度の都道府県別当初配分の案（大型魚）

- 令和8管理年度の基礎配分を令和9管理年度の基礎配分（当初）とする。
- 令和8管理年度の基礎配分（当初）から過去の超過数量（都道府県合計0トン）を差し引き、令和9管理年度の当初配分の数量を決定する。

都道府県	令和８	令和９
北海道	446.5	446.5
青森県	685.8	685.8
岩手県	89.1	89.1
宮城県	39.1	39.1
秋田県	49.3	49.3
山形県	27.8	27.8
福島県	2.0	2.0
茨城県	18.3	18.3
千葉県	78.6	78.6
東京都	61.2	61.2
神奈川県	28.6	28.6
新潟県	131.6	131.6
富山県	30.5	30.5

都道府県	令和８	令和９
石川県	60.5	60.5
福井県	32.9	32.9
静岡県	48.1	48.1
愛知県	2.0	2.0
三重県	45.8	45.8
京都府	46.2	46.2
大阪府	2.0	2.0
兵庫県	22.5	22.5
和歌山県	54.3	54.3
鳥取県	18.2	18.2
島根県	41.5	41.5
岡山県	2.0	2.0
広島県	2.0	2.0

都道府県	令和８	令和９
山口県	56.3	56.3
徳島県	21.6	21.6
香川県	2.0	2.0
愛媛県	18.1	18.1
高知県	37.0	37.0
福岡県	20.6	20.6
佐賀県	20.7	20.7
長崎県	234.7	234.7
熊本県	18.3	18.3
大分県	18.6	18.6
宮崎県	35.1	35.1
鹿児島県	30.8	30.8
沖縄県	236.5	236.5
合計	2,816.7	2,816.7

令和9管理年度の当初配分の案（総括表）

小型魚

（単位：トン）

	令和８管理年度当初配分	令和９管理年度当初配分（案）
大臣管理区分	1,292.0	636.5
大中型まき網漁業	1,200.0	600.0
かじき等流し網漁業等	（注１）47.3	14.2
かつお・まぐろ漁業	44.7	22.3
都道府県（沿岸漁業）	2,927.7	1,458.4
留保	（注２）187.3	（注２）2,312.1
合計	4,407.0	4,407.0

大型魚

（単位：トン）

	令和８管理年度当初配分	令和９管理年度当初配分（案）
大臣管理区分	5,317.0	5,326.7
大中型まき網漁業	4,116.3	4,116.3
（うちIQ管理区分）	(2,035.0)	(2,035.0)
（うち総量管理区分）	(2,081.3)	(2,081.3)
かじき等流し網漁業等	（注３）32.4	32.4
かつお・まぐろ漁業	1,168.3	1,178.0
（うちIQ管理区分）	（注４）(1,153.3)	（注５）(1,163.0)
（うち総量管理区分）	(15.0)	(15.0)
都道府県（沿岸漁業）	2,816.7	2,816.7
留保	（注６）287.3	（注７）277.6
合計	8,421.0	8,421.0

（注1）令和8管理年度開始日に大型魚に振り替えた33.1トンを含む
（注2）管理年度中に追加配分する数量（129.5トン）と過去の超過数量の合計値（8.8トン）を含めた数量。
（注3）令和8管理年度開始日に小型魚から振り替えた48.6トン（33.1トン×1.47）は含まない。
（注4）令和8管理年度の基礎配分に令和6管理年度からの繰越量（36.9トン）を追加した数量。
（注5）令和9管理年度の基礎配分に令和7管理年度からの繰越量（46.6トン）を追加した数量。
（注6）かつお・まぐろ漁業（IQ管理区分）の令和6管理年度からの繰越量（36.9トン）を減じ、管理年度中に追加配分する数量（174トン）を含めた数量。
（注7）かつお・まぐろ漁業（IQ管理区分）の令和7管理年度からの繰越量（46.6トン）を減じ、管理年度中に追加配分する数量（174トン）を含めた数量。

過去の超過数量の取扱いについて

過去の超過数量の取扱いについては、以下のとおりとする。

1．令和8管理年度の超過量は、令和9管理年度から原則として一括差引きし、一括差引きで全量差し引けない場合に限り、分割差引きとする。

2．過去の第2管理期間の超過数量は漁獲枠の2割を上限に差し引くこととする。

今後のスケジュール

年	日付	内容
令和8年	11/4	漁獲可能量（TAC）設定に関する意見交換会（当初配分数量の案について説明）
	11/13	水産政策審議会資源管理分科会（当初配分数量の案等について諮問・答申）
	11/30-12/5	WCPFC年次会合
	12月	・ブロック説明会（WCPFC年次会合の結果報告、及び配分に関する意見聴取） （現時点の予定：12/9（太平洋）、12/10（東北）、12/11（九州）、12/14（新潟）、12/15（北海道）） ・くろまぐろ部会（配分の考え方の見直しの審議）
令和9年	1月	くろまぐろ部会（1～2回）（最終回に見直し後の配分の考え方を取りまとめ）
	2月	・TAC設定に関する意見交換会（見直し後の配分の考え方、追加配分数量の案について説明） ・水産政策審議会資源管理分科会（見直し後の配分の考え方を反映した資源管理基本方針の変更の案、追加配分数量の案について諮問・答申）
	3月	追加配分を実施